

メンテナンスニュースを発行して丁度5年・60号を数えることとなりました。今後とも学習資料として継続してまいります！

「ディスポーザ・システム取扱要綱」が改正となりました。

ディスポーザ交換に際してはユーザーが機種を選べます。

「ディスポーザ排水処理システムに関する取扱要綱」の改正
変更箇所抜粋

平成30年4月1日施行

東京都下水道局

(設置の基準)

第3条 ディスポーザ排水処理システムは、次の各号いずれかに該当するものでなければならない。

1 ディスポーザ排水処理システムは、性能基準(案)による規格適合評価及び製品認証を受けたものでなければならない。ただし、機械処理タイプについては、上記のほか、「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)(平成16年3月)」に適合したものも設置できるものとする。

2 前項で規定するディスポーザ排水処理システム以外のディスポーザは設置してはならない。

5 生物処理タイプのディスポーザ部の交換は、性能基準(案)によるディスポーザ部の規格適合評価及び製品認証を受けたものでなければならない。(追加)

6 機械処理タイプのディスポーザ部及び排水処理部の交換については、既設のもの同一機種でなければならない。(追加)

(届出)

第4条 ディスポーザ排水処理システムを新設、増設又は改築(以下「新築等」という。)するときは、条例第4条1項に基づき届出なければならない。ただし、第3条5項又は6項に規定する交換に該当する場合は、届出を省略できるものとする。

3 維持管理業者を変更した場合は、前項の書類のうち、変更のある書類を提出しなければならない。

付則 本要綱は平成30年4月1日から施行する。

以上、抜粋です。

※解説

現行では、排水処理槽とディスポーザの組み合わせがあります。今回その組み合わせ縛りがなくなり、ディスポーザ交換時は、処理槽のメーカー型式を問わず、ディスポーザは自由に選択できることとなりました。その場合、ディスポーザ変更の届出はしなくてよいこととなりました。

ディスポーザは性能で選べます！

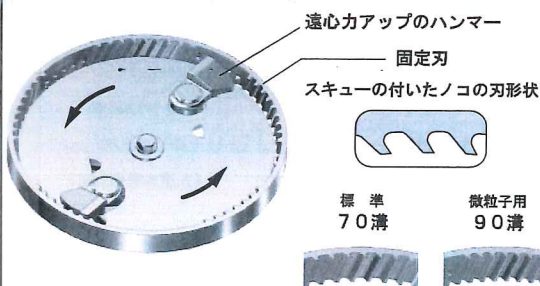
知能を持った全自動タイプのディスポーザをお勧め致します！！

特徴

● 簡単操作・省エネ、粉碎終了を検知し、自動停止、自動洗浄も行います！

● ブザー音で運転状況をお知らせします！

抜群の粉碎力



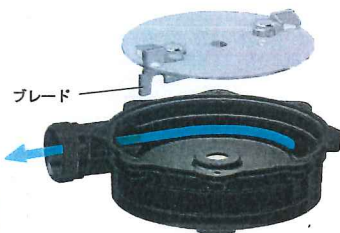
フロムディスポーザなら処理できます！



きれい

ブレード洗浄 でヌメリ無し

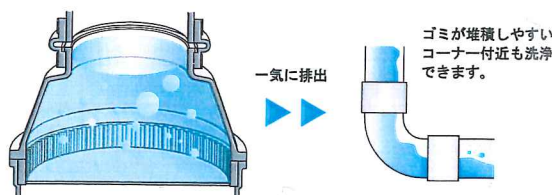
粉碎中はブレードで回転刃下を洗浄します。



ジェット洗浄 で詰まり無し

粉碎終了後(5回に1回)、粉碎室に水を溜めて一気に排出します

12~15秒間水を溜める



交換例 YS-8100

狭い場所でも設置可能です

- 規格適合評価品、製品認証品
- 定格消費電力:379w
- 粉碎室容量 :1.3L
- 運転方法 : 蓋スイッチ
- 株式会社フロム工業製